

富労発基 0318 第 4 号の 1
令和 4 年 3 月 18 日

関係団体の長 殿

富山労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和 3 年 7 月 19 日公表）を踏まえ、化学物質のばく露による健康障害を防止するため、別添のとおり所要の政省令の改正が行われましたので、お知らせします。

つきましては、貴機関におかれましても、この趣旨をご理解いただくとともに、関係事業者に対する周知のご協力を賜りますようお願い申し上げます。